第十四条第一項中「第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項」を「第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項」に、「第五条の四第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第七条」を「第十三条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第十三条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二十号中「（平成十八年法律第百二十号）」の下に「第五条第四項及び」を加え、同条第二項中「の規定により」を「において」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「にあっては」を「には」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第九章　雑則

第十一条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二　小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三　高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四　特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五　幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六　専修学校の教員

第十一条を第十七条とし、同条の次に次の十三条及び章名を加える。

（土地の取得等の範囲）

第十八条　法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得等であって、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

二　次に掲げる土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

イ　学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ　公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ　公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設の用に供するために行う土地の取得等

三　前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条　法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）とする。

2　法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二十条　法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

（公立大学法人債券の形式）

第二十一条　法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券（以下この章において「公立大学法人債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（公立大学法人債券の発行の方法）

第二十二条　公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

（公立大学法人債券申込証）

第二十三条　公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

3　公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公立大学法人債券の名称

二　公立大学法人債券の総額

三　各公立大学法人債券の金額

四　公立大学法人債券の利率

五　公立大学法人債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　公立大学法人債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号